

# 第 11 回泉佐野市教育問題審議会 会議録要旨

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日時   | 平成 27 年 7 月 27 日（月）午後 7 時 00 分～9 時 00 分                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 開催場所   | 泉佐野市役所 4 階 庁議室                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 案件     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開会<br/>事務局より報告</li> <li>・ 案件               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 校区案の検討について                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ C 案について</li> <li>・ 答申案について</li> </ul> </li> <li>(2) その他</li> </ul> </li> <li>・ 閉会</li> </ul> |
| 委員出席者  | 菅会長 佃副会長 森田委員 橋本委員 高浦委員 冠委員<br>神藤委員 芝野委員 山岸委員                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局出席者 | 東口 教育部長 中下 地域連携担当理事 檜葉 教育総務課長<br>茶谷 教職員担当参事 明渡 学校教育課長 東 人権教育担当参事<br>福島 施設担当参事                                                                                                                                                                                                                     |

会長：定刻となりましたので、只今から第 11 回教育問題審議会を開催します。本日の出席者は 9 名で会議が成立しております。今回の 11 回目で審議会が最終となりますので、答申案を委員の皆様からご意見をいただき、最終的に確定していきたいと思っております。それでは、前回の会議の議事録について、事前に事務局から委員の皆様が発言内容について、お配りしておりますが、修正等がございましたら、只今、この場で申し出てください。よろしいでしょうか。無いようですので、皆様のご承認をいただいたということで、案件に移ります。それでは、事務局から説明いただきます。次に案件にはいる前に、通学区域の見直しに関する地域の動きがありましたので、その件について事務局より報告があります。

## 《事務局より「通学区の見直しに関する地域の動きについて」報告》

会長：それでは、案件の 1 番の校区案の検討について、まず C 案について事務局からお願いします。

事務局：それでは、「C（案）について」御説明させていただきます。

資料は、A 3 版の図面、「小学校通学区域図案」と「中学校通学区域図案」の 2 枚でございます。前回の審議会において、お示しさせていただいた図面では、具体的な調整区域が記載されたものとなっておりますが、今回の図面では、調整区域を削除したものとしております。調整区域の取り扱いにつきましては、次の案件「答申書について」において詳細を協議いただきたいと思います。通学区域の線引きにつきましては、前回の審議会におきましても、C 案が、審議会としての一定結論であるとの御意見がありましたが、今一度、最終的にご確認いただきますようお願いいたします。

会長：これは何度もこの場で検討してきた案件でございます。この 2 枚の A 3 版の「小学校通学区域図」と「中学校通学区域図」。これは、いろいろ地域の話をしていただいて、答申案の中身を詳細に検討した経緯もありますが、審議会としては当初の予定どおり、この C 案で進めさせていただくとい

うことでした。それをもって、まず、C 案についてご検討いただき、最終的に審議会として、従来の C 案を提出するということです。ただし、先ほど、事務局から説明があったとおり、答申書の中には、そういったことの含みをもつ、これまでの地域の方々のご意見はいろいろありましたので、それを無にすることはなく、審議会としては、この形で出していき、しかし、現状やいろいろな保護者や地域の考え方はあるということは、答申書にまとめていく。それは、前回までの審議会でも審議してきたとおりです。ということで今ありましたように、C 案小学校通学区域や中学校通学区域はこれでこの審議会は結論を出していくという形にするということで、最終的に意見をいただきましたので、この案でいくということでよろしいですか。では小学校中学校の線引きしたものををもって、この審議会の新しい区域案としたいということできたいと思います。では、答申書の説明をお願いします。

事務局：それでは、「答申書について」御説明させていただきます。資料は、事前にお送りいたしました、答申書（案）と「答申案の主な修正点」と題した新旧対照表をご覧ください。新旧対照表をご覧くださいと、修正箇所のほとんどが、数値や文言を現状に合わせ、修正したものとなっております。これらにつきましては、時間の都合上、個々の説明は省略させていただきます。

次に、大きく表現を変えさせていただいたのが、「調整区域」と「経過措置」の項目でございます。まず、調整区域ですが、答申書案の 8 ページをご覧ください。前半は、ほぼ前回お示ししたとおりで、これまでの審議会の議論を踏まえ、調整区域の設置を望ましくないとしたうえで、この間の地域の動きを勘案し、「一定の配慮をすべきであるという考えも否定できず、調整区域の設置もやむを得ない」といった表現としております。そして、今回新たに、下 3 行の文章を追加させていただいております。前回の審議会でのご意見を参考にさせていただき、審議会の答申では具体的な区域設定を行わず、「教育委員会に委ねる」といった旨の文章を追加させていただいております。続いて、「経過措置」でございますが、答申書の 12 ページの下から 7 行目からとなります。前回の審議会において、記載内容が詳細すぎるのではないかと意見をいただきましたので、簡潔にしております。説明は以上でございます。

会長：ありがとうございました。非常に微妙なところですので、横長の新旧対照表をご覧ください、3 番の適正な通学区域 8 ページ、「再編時の留意事項」のところで 23 行以下、下からというところをもう一度こちらで読ませていただきますので、それでご意見いただきたいと思います。「前回お示した案では望ましくないと考えられ、今回の再編にあたっては極力調整区域を設けないものとします」とかなり強い表現になっていました。ただし、意向とすれば調整区域は示さない方がいいだろうという考え方はありましたので、「望ましくないと考えます。一方区域によっては、指定校までの距離が一定以上となり、隣接校のほうが通学距離、時間の短縮及び通学上の安全確保が図りやすい場合が生じます。また、歴史的な経緯や地域コミュニティとの関係から、どうしても現在の通学区域へ通学させたいという保護者等の強い思いもあります。これは住民の方々からの意見書がたくさん届いているということへの配慮、よって地域の事情に即して一定の配慮をすべきであるという考えも否定できず、今回の再編にあたっては調整区域の設置もやむを得ないと考えられます。しかし、審議会において地域の実情を十分に配慮し、調整区域の設定を行うことは困難であり、その具体的な設定については教育委員会に委ねることが適当であると考えます。」このような文言になっています。我々が出来る範囲では限界もありますのでこういう文言にしたということです。ただし、「意向としては望ましくないと考えている」この表現を委員の先生方からご意見いただきたいと思います。微妙な文言のさじ加減ありますので、あとでご意見いただきたいと思います。もう一つが先ほどありましたように、通学区域の再編における経過措置等ということで、縦長の 12 ページ

ジ 13 ページの上のほうですけども、ちょっと長くなりますので、正の方だけ読ませていただきたいと思います。「新通学区の適応は子どもの精神的な負担などを考慮して、原則として平成 29 年度入学の新 1 年生から実施することが適当であると考えます。また、現在小学校に在籍する児童については、中学進学時においても、在籍校の指定中学校に通学することができるよう配慮すべきであると考えます。兄弟姉妹が別々に学校に通うことは、児童生徒の精神的な負担に加えて、保護者の負担が増大することから、兄弟姉妹が同じ学校に入学することを可能とすべきであると考えます。一方、通学区の変更の対象となる児童生徒が、新たな指定校への転校を選択する場合、児童生徒は安心して学校生活を送ることができるよう配慮が必要であると思われます。」というように具体性には、少し疑問は残るかもしれませんが、しかし配慮すべき事項であるということは明記したということになると思います。この点も前回、PTA 活動や運動会の具体的な事を書きすぎていましたので、割愛したというようなものです。この 2 点が問題になる点、課題になる点、他は数値的な調整した部分ですので特に問題はないかと思えますけども。この 2 点含めてご意見いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

委員：私たち委員には事前に答申案を送られていますけど、ここで提示されていたのと全く一緒ですか。それをまず確認させていただいて、私が気になったところですが、6 ページから 7 ページにかけてですけど、ここで 3 のところで「適正な通学区について」ということで、6 ページから 7 ページにわたって書いておられるわけですけども、その前のところですね、6 ページの上のほう、5 で「通学路の距離」をふれていますけど、それに対して適正な通学区については 4 の「危険性の回避」は述べられているんですけど、5 の「通学路の距離について」は全然入っていないということで、ここで「遠距離通学の是正」という項目はひとつ入るのではないかなという気はしますけども。それをうけてつくっておられるのであれば。校区編成の中のそれもひとつのポイントになっていたように思いますので。入ってこないのはおかしいなと思いました。

会長：大きな 2 番「通学区をとりまく課題」というところで、通学路の距離、距離の長いところを通っている子ども達がいるということがありました。それを是正するためにより近い所の学校へ通学するというような編成の仕方をしたのですね。

委員：5 は抜けている感じになっているんですね。ここは入れておかないとバランス上おかしくなると思います。

会長：4 番のあとに（4）通学路の危険性に対応して④がリンクしていますので、⑤として通学路の距離を短くするなど。

委員：遠距離通学の是正とかそういう項目で入れるべきでしょうね。

会長：事務局いかがですか。

事務局：委員さんがおっしゃる通り、作っていて同感しました。作るにあたりまして過去にご協議いただいた議事録なり、資料を参考にさせていただき、考え方を決定された会で、確認されたのがこの 4 点だったということで、こういう形で示させていただいた。改めて、本日皆様のご意見でしたら追加させていただく、私もそのほうが自然であると作りながら感じておりました。

会長：はい、ありがとうございます。我々、そこを見逃していたのかもしれませんが。皆さんよろしいですか。それを变えることで。はい、ありがとうございます。他、ご意見いかがでしょうか。

委員：それともうひとつあり、同じく 7 ページですけど、「再編時の留意事項」ということで、学校の統廃合について①が書かれているわけですけども、それは間違いでもなんでもないのですが、ここでふれておかなければならない「第 1 次答申において統廃合を行わない結論に至っている」ということを、やはりはっきり入れておいたほうがいいと思います。「以上のことを踏まえて」とその間あ

なりに前回の答申において統廃合を行わないという一定の結論を審議会でみておりますので、それを入れたほうがいいのかと私は思うのですが。

会 長：いかがでしょうか。

委 員：前提がそれなので、そこで議論を重ねないということで進んでいるわけですね、今回の審議会は。そこで確認するという意味で入れたほうが良いと思いますけどね。

会 長：ちょっと説明が必要ですね。

委 員：なにかないとね。前回の審議会はいったいどうだったのだということになる気もしますので。お願いしたいと思います。

会 長：この辺は過去の経緯もありますので、少し事務局、ここで結論を出すのは結構ですので、今、森田委員のお話の文言で前回の審議はどうだったのかということもふれないといけないので、文言的にはペンディングの可能性はあると。ここはご意見があったということにして少し、考えて行く必要があると思います。

委 員：「学校の統廃合について」ということでタイトルができていますので、ここでふれないとおかしいかなと思うので。

事 務 局：内容的には前回の審議会で、理由が1行目と2行目だったと思うのです。前回は明記をしていないですけど、前回の趣旨と言いますか、しないという根拠なので、それに絡めて前回の審議会でという文言を入れさせていただくのが適当かなと思います。

委 員：必ずしも必要ではないですけど、前回のつながりということで。

会 長：他いかがでしょうか。

事 務 局：1ヶ所だけ誤字の訂正をお願いいたします。11 ページですけど、市の佐野台小学校の項目で、「現在第三小学校」ここはもちろん「佐野台小学校」に訂正させていただきます。

委 員：ちょっと語彙についてよろしいですか。支援学級に関する記述や通常の学級や普通の学級、いろいろ標記の仕方がありますが、支援学級の子どもや親にとっては支援学級が通常の学級であって、学級数はなにになと書いて括弧をして支援学級1とか通常学級2とか、そういうふうな標記に統一した方がよいと思います。1 ページ「泉佐野市の児童数は」次には読点を入れる。主語をはっきりさせるということです。次に「本市における通学区域は、」と入れているように揃えたほうがよいと思います。2 ページ真ん中あたりですが、「JR 日根野駅周辺部では住宅開発が盛んに行われ、人口が増加しており」別に人口が増加しているとか減っているとか書く必要はないかと思います。「住宅開発が盛んに行われ、このことが児童数の増加につながっていると考えられます。」これで十分だと思います。2 ページ下から2行目、「その他の小学校についても、市全体の児童数低下に伴い」このことはいらないと思います。「その他の小学校についても、多少の差はありますが減少傾向になるものと考えられます。」で十分だと思います。「市全体の児童数低下に伴い」を削除し、3 ページ(3) 現状の学校施設の規模、そこどころで教室数と生徒数の関係を書いています、多いとか少ないとか。この3行はいらないと思います。あたりまえのことですから、誰でもわかっていることだと思います。3 ページ下から8行目、{日根野小学校は休み時間などに人が「人」じゃなくて「児童が」溢れている状況がみうけられる。危険な状況になるので、}これは「危険を回避するためにも」というような表現のほうがよいかなと思います。次4 ページ上から7行目の「支援学級を除く通常の学級は」という表現は先ほど言ったとおりです。下の方、「JR 日根野駅周辺が交通の便に恵まれていることから、現在、駅周辺に多数点在している駐車場は」駐車場が住宅化した例はないのですよ。駅前の市の所有地だけです。むしろ住宅化が進んでいるのは、農地で後継者が十分でないというあたりから住宅事業に対応するという社会的な変化によって、住宅化が進んでいったと

というようなことですので、表現としたら「駐車場が」というところを「農地や駐車場が」にしたほうが現状にあっていると思います。5 ページ上から 7 行目、「きめ細かな対応や個別対応が可能で」その次のあたりです。「可能であり、指導しやすいという」「指導しやすい」というような表現は教育現場に対する誤解をまねきやすいと思います。子どもが少なければ指導しやすい、多ければ指導しにくいとかそういう問題ではないと思います。ここは「可能であるというメリットがある反面」にするほうがいいと思います。1 行飛びまして、「子ども同士の切磋琢磨が難しくなり、向上する意欲」ここのあたり、「向上心や意欲を喚起しにくく」にして、弱まってしまうとあまり決めつけてしまうのもどうかと思います。「喚起しにくく、多様な見方や考え方がでにくいといったデメリットがあります」にしたらかどうかということです。その次の文章も気になるのですが、「また単学級になるといじめ等が発生した場合、クラス替え等による対応が困難となります。」逆にクラス替えすればいじめが解消するののかという誤解にもなりますので、この文章は適切じゃないと思います。だからここはカットしてもいいと思います。またの次は 1 学年ぐらいに続いて「1 学年 1 学級維持できずに複式学級となる場合は、さらに教育上の課題は大きいと考えられます。」それに理由をつけるとしたら、例えば、人間関係づくりや互いに学び合う範囲に限られるなどの機会に恵まれにくく」というような理由をつけるといいのではないかな。その次、「学校行事等の面からは運動会や各種の行事を行うときには、人数が少なく寂しく感じることもあります」このような感情的な表現はやめたほうがいいかなと思います。大勢いるからいいとか、人数が少ないからどうかでもないと思います。例えば、大多数の子どもが多い学校の運動会などは、親が見に行っても自分の子どもがどこにいるのかわかりませんし、うまくできているかどうかの確認も十分できないし、家に帰ってから子どもに話す材料にこと欠く。それに対して子どもが少なければ十分に目が行き届きますから、親子の対話も深まるというメリットもあると思いますので、ここの行はいらないと思います。「特に」を消して、「中学校においては」と入れたらどうですか。「希望するクラブがないという状況に」の「に」を消して「も」にして「状況もあります」でどうですか。(2) 町を分断した通学区域のところ、「学校建設時の立地の問題や歴史的な経過などさまざまな点があります」ぐらいで、その間の「一方、現在でも把握できていないものもあります」は、余計に審議会に対する不信感を招くような文章になってしまうと思うので、そんな面もあるかもしれないけども、それはここには表現しにくい部分もあるし、今回ここはカットしてもいいのかなと思います。2、3 行とんで、「子ども会に支障をきたしていると考えられます」現在そういう事実があるのかどうか。ここでは「支障をきたす場合も考えられます」「場合もあります」にしてはどうですか。それから最後の 2 行目、「第 3 中学校に進学することとなります」ですか。「となっています」ぐらい。そのへんはどうですか。6 ページ下から 5 行目、「現在 1 つの小学校から複数の中学校に進学する学校」学校、学校と入ってくるとわかりにくいので、ここはこの「学校」は「場合があり」でいいと思います。7 ページの下から 1 2 行目、「(一部封鎖部分を除く)」とありますけれども、これを書いても、読む人には、わからないと思いますので、その説明が必要になります。これは削除してもいいじゃないですか。いらないと思います。それから 8 ページ、調整区域の 6 行目、「調整区域を設けることは、子どもあるいは保護者が自分である程度の」ここは「保護者自身がある程度の」の表現がいいと思います。9 ページの真ん中あたり「支援学級」第 3 小学校のところの支援学級、普通学級とありますけれども、これは統一したほうがいいと思います。11 ページの佐野台小学校も同じです。それから最後の 14 ページ、一番下に「願ってやみません」とあります。下から 5 行目、「切に願います」とあります。「願います」「願ってやみません」同じことだと思いますので、ここのところ文章を整理して、「審議を進めていた結果としてまとめられたものです」その次に「今後は」へ続けたらどうで

すか。「今後は本答申をもとに・・・を希望します」で。その上の「泉佐野市の子ども達」から「切に願います」という3行の文章と最後の「本審議会の答申」の2行とをくっつけた形で、まとめの文、最後にしたらどうか。以上です。

会長：ありがとうございました。他、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：12ページの4番、「通学区域の再編にあたる経過措置等について」のところで、12ページの一番下は「児童生徒」4文字で併記して、13ページにいくと3行目は「生徒・児童」4行目が「児童・生徒」3種類あるので「児童・生徒数」というような言葉が使われているのであれば、同じく「児童・生徒」に統一してはどうかと思います。

会長：そうですね。最終的には統一できると思います。他、ありませんか。調整区域ですね。

委員：経過措置のところ、12ページですけども、(4)経過措置等について最初の2行は大前提だと思うので、あとの5、6行ってというのは、それに付随して特例的なことを並べているので、これを箇条書きにしたらどうですか。場合ごとに分けてわかるように、「安心して」とか「精神的な負担」とか「保護者の負担」とかそういうことを書かなければなりませんかね。みんなそうだと思います。12ページの下から4行目からあとのいくつかの場合の理由というのは。それを書く必要があるのでしたら、あたまたにその文章を「児童生徒の精神的な負担や保護者の負担の増大を防ぎ、安心して学校生活が送れるようにするために」というような文章を書いて12ページの「現在小学校に在籍」とか「兄弟姉妹が別々の学校に」というようなことを「あ、い、う、え、お」みたいな形で表記してもいいじゃないかなと思います。

会長：この点については少し意見が分れると思います。前回は細かいのをだしていただきました。そういうことを考えますと、そういう考え方もあると思いますが、調整区域として簡素化したものにして、あとは考えていただくとそういうふうにしたいと思います。

委員：今、会長がおっしゃったとおりで、前回の議論で細かく具体例を書いておられましたけど、それだけ書いても必ずしも全部説明しきれないと思いますので、大きくとらえて説明する方がいいと思います。ここでちょっと具体的に書いておられますが、「兄弟姉妹が別々に学校に通うことは云々」書いていますが、「保護者の負担が増大することから」、あと、個別対応ということで「教育委員会において同一校通学の必要性について、個別対処することが必要かと考えます」というようにまとめて委ねるという形のほうがいいのではないですかね。

会長：8ページの最後の行ですね、「具体的な設定については教育委員会に委ねることが適当であると考えます」と前回あったように、調整区域のまとめは外したということであれば、ここも最後にはそのほうがすわりはいいだろうと思います。また、ご意見ありましたら出していただいて、さて、調整区域ですね、この文言でいいでしょうか。ご意見があればいただきたいのですが。

委員：はっきりいって私は異議あります。10回にわたって審議会で検討したプロセスでは、やはり調整区域はよろしくないという結論が出ていたと思うのです。それはやっぱりはっきり示すべきであって、というのは調整区域がなぜいけないかという考え方、それは、学校選択制に通じていく道であるということで望ましくないということがベースにあったと思うのです。それで審議会としてはいろいろなデータに基づいて、校区指定をしたということになるのですが、前回、他の委員がおっしゃったとおりで、例えば、委員は奈良から来られているので、泉佐野市の町名も何もわからないと正直おっしゃっていましたよね。我々泉佐野に居住しているものにとっても、泉佐野全体がわかっているのかといたら、わかっていない部分があると思います。だからその部分だけどうしようかという問題はどうしても残るということで、例として私が考えていたのは、旧のまま受けてきまして、望ましくないと考えられ、今回の再編にあたっては極力といってもいいくらいだと思っている

のですけど、調整区域を設けないものとしめると言いきって、他方新通学区域案が必ずしも、地域の実情を反映していない場合も想定されるわけですね、我々としては。教育委員会に例外的事案として、その設定を委ねることも考えられます。というふうな形でいいと思います。また、もうひとつは、事務局の報告でありましたが、期限の問題もあるのですけれども、この審議会としては一番理想的な学校校区案を固めていきたいという審議でありますので、そういう設定を教育委員会に例外的に委ねる場合も、答申の趣旨からは期限を設けて、最終的に通学区域の確定を行うべきであるということを入れた方がいいのではないかと私は思っています。

会 長：このことについては、他の委員の方がでしょうか。文言も照らし合わせて、先ほどの話も含めて。そうすると委員の意向とすれば、２段落目の「調整区域を設けることは～小中学校の連携との関係は望ましくないと考えます」それをもっと強い表現にしてほしいと。

委 員：意思としてははっきりしているのですからね。

委 員：事前に配っていただいて、これを読ませてもらった時は、審議会の意見、「望ましくないと考えます」の中にはっきりとでているのかなというふうに私は読みました。後半の議論とか報告を聞いても、これが精いっぱい表現かなと私は理解しています。審議会の答申がどこまでの拘束力というか力を出すかということについては、さまざまな受け取り方があると思うので、その部分については少し気にはなりますけども、これぐらいの表現でいいのかなと私は考えました。

会 長：他の委員の方がでしょうか。文体とすればここだけ急にきつい表現になると、他のバランスのこともありますので、書き方とすればこういうことになるかなという気はしますけど。他の委員の考え方でこの中に十分含まれているという考えです。もし仮に、そこをもう少しきつめにしたとして、「一方」とか３段落目「しかし」４段落目、これはこれとしてやむを得ない。

委 員：具体的に書いているわけですね。「否定できない」で止めてもいいではないですか。うしろでありますからね。「やむを得ないと考える」で、うしろは委ねるという形でいいですね。我々としたら望んでいないということのアピールするには、「否定できません」でいいですかね。

会 長：ご意見ございませんか。

委 員：新しい校区編成で進むということは、泉佐野市にとってコミュニティづくりの面では再出発的だということか、ゆるく言えば曲がり角になる契機だと思います。小学校中学校の校区というのは、その地域のコミュニティづくりの核になっていくと思うのです。それが一部入れ替えていくという方向で進んでいってもらいたいということだと思いますと、やはりひとつの曲がり角的なところにきていると思うので、これまでの歴史のあるところは、現状のまま変更しないでという願いは強いだろうと思いますが、これから先のことを大きな目で見ていったときに、新しい小学校区や中学校区の中でのコミュニティづくりも考えていってもらいたい、新しいまちづくりをその中でつくってってもらいたいという希望は私にはあります。そういったことをどこかに入れられないかと思っています。

委 員：建設的な意見ですね、ある意味ではね。否定よりはいいです。

副 会 長：今のご意見聞かせていただいて、私自身が住んでいる寝屋川市で新しい統廃合も行いましたので、校区編成もそこで抜本的に変えました。今、それから１５年程度たっていますが、当初はある程度の期限を切った形での選択制のような調整区域を導入しました。今はそれも落ち着いて、だいたい新しく編成し直した校区で住民の方が子どもさんをだせておりますので、ある程度の年限がたてば時間の推移があれば、出した方針の校区の区割りに落ち着いていくのではないかなと私も考えます。そういう形でコミュニティづくりが進んでいくというのはそうではないかなと思います。その時点での住民の方の自分たちが何度か校区の線引きを変えられたという強い不満はその時にでました

けども、その上で今現在は、代がわりもしていくからではありますけども、落ち着いていっていると思います。以上私の経験をお伝えいたします。

会 長：ありがとうございます。そういう意味では新しい歴史というか文化というか、そういうものはまたつくられると。社会に適応したその地域割りと思いますが、もちろん、今考えられるこのメンバーの中ではベストですけども、また、社会がどう変動するかわからないし、我々が細かいことまで決めるということまでは望まれてはいないわけですから、大きなデザインをつくるということですので、なかなかそこまで踏み込めないということがあったかと思います。さて、他いかがでしょうか。

委 員：皆さんのご意見はわかります。時間が経てば一定その中で落ち着いてくるというのはよくわかりますが、今回の C 案のラインで市全体のそれぞれが痛みを持っているわけではないと思います。だから部分的に「えっ」と思って答申案を受け止める地域があるわけですね。その地域の人達からみたら、みんなが等しく痛みを持っているのではなくて、「何で、自分の町が犠牲になるの」っていう気持ちで、多分、答申案に向き合うと思うのです。そのことについて、時間が経てばなんとかなるよというような議論はなかなか受け入れられないと思うのです。一定、そういうところについては他の委員がおっしゃったように、将来にわたってこのことが豊かに展開できるような努力をしてほしいというようなことはあるかもわかりませんが、そういう感情に配慮することも私は必要だろうと考えています。

副 会 長：私の言葉が足らなかったかなと思います。私自身はこの一方から下のところに述べられている住民の皆さんの感情や、私たちのわからない不都合な条件等については、きちんとそれを配慮すべきだという点を明記すべきだと思っていますので、そういうことも含めて大きい方針をこの審議会が校区割りを出すというのをまずは宣言した形にすればどうかと思っているわけです。あとは歴史にまかせていく部分はきっとあるだろうと思うので、今、他の委員のご意見があったものですから、私自身が今までの経験で、当初は寝屋川市もいろんな心配もされましたが、今は本当に落ち着いております。そういう形で具体的な微調整や住民の方のご意見等については、委員会に委ねながら、この審議会では大きい方針を新しいまちづくりに寄与するものとして出せばいいのではないかと考えております。

会 長：ありがとうございます。いろんなご意見いただきました。他、いかがでしょうか。よろしいですか。では、今回いただいたご意見を事務局と私と副会長のほうで作直しまして、もう一度委員の皆様にお送りして、最終の答申にしたい。会議はもうこれのみですので、先は決まっておりますので、今回、委員の方々のご意見、この場でいただくのは最終ということになります。たくさんのご意見いただきましたので、それを勘案しながらまた 1 ページ目から作り直して、そして早急に委員の方々にお送りします。そこで、またご意見があつて、朱を入れていただいて送り返していただいて、最後調整して最終的な答申にまとめあげていきたいと思います。いろいろありましたように、書きすぎている部分、確かにありますので、丁寧に書くのがいいのか、書かない方がいいのか、結構微妙なタッチでありますし、あるいは統一性のところ、そういうところもきっちり見させていただいて、最終の答申案としてまた、委員の皆様にお送りして、了承いただいて最終案としてそれでよろしいですか。

委 員：微調整についてはおまかせします。

会 長：そういうことで答申案をつくらせていただきます。案件 2 その他に移らせていただきますが、事務局、何かございますか。

事 務 局：答申書案につきましては、本日のご意見を踏まえまして、もう一度修正をかけさせていただきます。若干、文言等の訂正があるかも分かりませんが、その場合は、事務局にお任せいただきたいと思います。



ます。修正を行い、答申書がまとまりましたら、8月の初旬を目途に、正副会長さんから教育委員会に対して答申書を提出していただきたいと思っています。答申書の写しにつきましては、事務局の方から皆さんにお送りをさせていただきます。答申をいただいた後のスケジュールでございますが、8月中に教育委員さんに対し、答申内容についての説明を行った後、9月の教育委員会議において、教育委員会としての「新通学区域案」を作成していただくこととなります。その後、9月議会の全員協議会という協議会におきまして、「新通学区域案」の報告を行い、10月から12月にかけて、地域説明会及びパブリックコメントを行います。そこで、出されました意見等を踏まえ、再度、来年1月頃開催の教育委員会議で、教育委員さんにご協議いただき、「新通学区域」を決定する予定となっています。

会 長：ありがとうございました。最後に委員の皆様方なにかございましたらいただきたいと思いますが。

事務局：本日、欠席の委員ですが、事前にここにもどうしてもお仕事で来られないということで、先日前お越しいただきまして、ご意見をお聞きしておりますのでご報告させていただきます。答申書の案につきましては概ねこれでご了解といたしますか、異存はないということでございます。ただ、問題はこのあとの動きと言いますか、そのあとのことが慎重にしていきたいということを意見として述べられておりましたのでお伝えくださいということでございます。

会 長：ありがとうございました。委員の皆さんなにかございますか。ないようですので案件2その他についてはこれで終了させていただきたいと思います。以上をもちまして第11回審議会を終了させていただきます。最後に審議会の終了にあたりましては皆様のご協力いただき本当にありがとうございました。こういう形で答申案になりましたが、まだまだ文言になったということだけで、はっきり言ってスタート位置に立ったということだけだろうと思いますが、11回も通常2時間ペースできましたので、20時間くらいやってきました。丸1日朝から晩まで夜中を通してやったということになりますが、こういう結果でまだまだ不満な点、あるいは至らない点はあるかと思いますが、今後、先ほど慎重にという言葉がありましたとおり、教育委員会をあげてですね、これに取り組んでいただければと思います。本当に委員の皆様、11回もありがとうございました。これで終了したいと思います。